

6月は環境月間です

考えよう 地球のこと

始めよう 環境への取り組み

☎ 環境課 (22) 2111 環境係 (内線247) ・衛生係 (内線245)

不法投棄・違法な野外焼却の罰則規定

個人…5年以下の懲役、
もしくは1,000万円以下の罰金、またはこの併科

法人 両罰規定
…3億円以下の罰金



市では、廃棄物(ごみ)の不法投棄と違法な野外焼却の防止を目的として、早朝・夜間の監視パトロールを強化しています。
不法投棄や違法な野外焼却は犯罪であることはもちろんですが、環境にも悪影響を与えるので、絶対にやめましょう。

不法投棄の禁止

廃棄物(ごみ)を処理する場合は、決められた場所、決められたルールに基づき、適正に処理しましょう。

また、土地を所有している方は、土地の管理を十分に行い、捨てられない環境を保ちましょう。

不法投棄・違法な野外焼却は

犯罪です!



エアコン、テレビ、洗濯機・衣類乾燥機、冷蔵庫・冷凍庫の処分方法

買い替えの場合：購入先の店に引き取ってもらう。
処分のみ：購入した店または処理業者に引き取ってもらう。

自分で処分する場合：郵便局でリサイクル料を振り込み、製品を指定取引場所に持ち込んでください。
指定取引場所 信州名鉄運輸株式会社 社長野指定引取所(長野市真島町川合240-1)
☎026(214)7556

違法な野外焼却の禁止

剪定枝やアスパラガスの野焼きなど、農林業を営む上でやむを得ないものを除き、野外焼却は原則禁止されています。

また、例外として認められる場合でも、周辺からの苦情などが寄せられています。

剪定枝などを焼却する際は住宅周辺を避けるとともに、事前に近所へ声を掛け、時間帯や風向きに注意するなど、周辺に迷惑が掛からないよう注意しましょう。

アレチウリを

駆除しましょう!

アレチウリはウリ科の1年生の植物です。

長いつるで他の植物に覆いかぶさり、その植物の成長を妨げる外来植物です。



▲アレチウリ

その旺盛な繁殖により在来の生態系を破壊し、動植物に悪影響を及ぼしており、環境省も駆除すべき「特定外来生物」に指定しています。
アレチウリの駆除には、環境への影響が小さい「抜き取り」の方法が効果的です。

駆除のポイント

- 種を付ける前に抜き取る
- できるだけ小さいうちに抜き取る
- 1年に数回抜き取る(6月中旬、7月下旬、9月上旬など)
- アレチウリが現れなくなるまで数年間続ける

また、スギ・イネ科植物と並んで、花粉症の原因となるブタクサ、オオブタクサも外来植物で、在来種を駆逐する恐れがあることから、種子が飛散する8月から10月より前に、抜き取りや刈り取ることをお勧めします。

ごみ出しルールを守りましょう!



ごみの出し方が守られていない場合、ごみを収集することができません。正しいごみの出し方を再確認して、ごみの出し方を守りましょう。

チェック① ごみは決められた袋で出しましょう

ごみは、必ず市の指定袋に入れて出してください。
可燃ごみや埋立ごみは、証紙シールが印刷された「中野市指定ごみ袋」を使いましょう。



▲指定ゴミ袋（可燃）

チェック② 決められた場所・収集日に出しましょう

ごみは、居住区ごとに決められた「ごみステーション」へ、決められた「収集日」に出してください。ごみステーションは各区で管理しています。お住まいの居住区以外のステーションへのごみ出しはルール違反です。

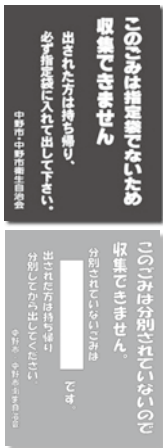


また、収集日はカレンダーを確認して、ごみ収集日以外のときはごみを出さないよう注意しましょう。

チェック③ 分別方法を守って出しましょう

分別方法が守られていないごみは収集できません。

ごみの分別方法については、「ごみと資源物の分け方・出し方 保存版」をご覧ください。環境課までお気軽にお問い合わせください。ルールが守られず、収集できないごみには、「なぜ出せないか」が分かるようにステッカーを貼ります。ステッカーが貼られたごみを出した方は、ごみを持ち帰り、改善後、再度出し直してください。



▲ステッカーの例

よくある質問Q&A



Q 資源物のびんはラベルを取らなくていいのですか？

A 紙素材であれば剥がさなくても問題ありません。ただし、プラスチックなど、それ以外の素材については剥がすようにしましょう。

Q プラスチックと金属類の複合製品の出し方は？

A できる限り分解し、プラスチック部分は可燃ごみ、金属部分は金属類として出してください。分解しきれなかった部分については、プラスチックの方が多いう場合は可燃ごみ、金属部分の方が多い場合は金属類としてごみ出しをしてください。

Q 小型の家電製品はどうやって出せばいいの？

A 金属類としてごみ出しをしましょう。

袋に入るサイズであれば、金属類の袋に入れて出してください。なお、袋に入らない物については、東山クリーンセンターで搬入手続きの上、不燃物処理センターへ直接持ち込んでいただくこととなります。

プラスチック製容器包装の分別を確認しましょう

昨年、ルールが守られず最も収集できなかった物は、「プラスチック製の容器包装」です。「汚れが残った物」や「プラスチック製容器包装に該当しない物」は可燃ごみです。正しい分別を心掛けましょう。



次のものは、可燃ごみへ

- 小さいため、洗にくいもの（調味料の小袋）など
- 洗にくい形のもの（マヨネーズのチューブ）など
- 洗剤を使わないと洗えないもの（レトルトカレーのパック）など
- 洗うために水を多く使うもの（納豆パック）など

食べ物の残カスなどは、洗い流すか、ふき取るなどしてください

もちろん、キレイにできれば、**23**へ！できるだけ、**23**に出せるようご協力ください



二重袋はダメ!

レジ袋などに入れてから指定袋に入れること（二重袋）はしないで！

指定ゴミ袋（プラ）